

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA協会（以下「協会」という。）のフランチャイズ事業であるBセンターを経営する会社C（以下「会社」という。）に入社し、Bセンター長として、協会のサービスの新規利用者の開拓、協会の本部と契約する提携医療機関の開拓を主に行っていた。

請求人は、会社の業績不振により、同年〇月から賃金が支払われなくなり、金銭面において精神的に追い詰められ、心身の不安定な状態が続いたことから、平成〇年〇月にDクリニックに受診し「不安障害」と診断された。

請求人は、その後も会社を退職することなく就労を継続していたものの、平成〇年に入った頃から、思考能力の低下に加え、自殺願望等の症状も現れたことから、同クリニックに受診し「抑うつ状態」と診断された。

請求人は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 爭 点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由により発病したものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月頃に I C D – 1 0 診断ガイドラインの「F 4 1 他の不安障害」を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

#### イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は「平成〇年〇月〇日入社以降、全くの新規事業の中、研修もなく、代表者からの助言、指導もないまま、ただ結果を強く求められる中の業務負荷によって今まで味わったことのない精神的な重圧を感じるようになった。」と主張する。

この点、Eは「提携医の開拓には発足当初の（平成〇年）〇月に本部からスタッフが約一週間派遣されて、提携医の開拓を行っており、請求人も同行しました。日々の業務の流れについては不明な点も含め本部との電話のやりとりをしてもらいながら進め、〇月初めに1泊2日で研修に行ってもらっています。」と述べている。

また、Eは「平成〇年〇月から〇月くらいまでは、本部で研修してもらってきてるので業務の進め方や内容については、請求人に任せていきました。私としては、できないのならしょうがないねという回答しかできず、引き続き利用者の獲得に動いてもらい、翌年〇月の時点で利用契約者が〇人、Fの拠点での利用契約者が〇人、提携医療機関が〇院となりましたが、これが初年度の全ての実績です。」と述べている。

以上のことから、業務発足当初において、請求人に対する本部からの援助、相談対応はされ、業務の進め方や内容については請求人に任せて、Eが強く結果を求めた様子も認められず、一方で、請求人自身も「どのように対処していくべきか、利用者の入所している高齢者住宅の管理者やケアマネージャー、ヘルパーさんから学び、やり方を自分で確立していったものです。」と述べ、精力的に業務を遂行していた様子がうかがえることから、請求人の主張する出来事が心理的負荷をもたらすほどのものであったとは認められない。

(イ) 請求人が主張する会社の賃金未払については、決定書第2の2の(2)のウの(イ)で説示するとおり、そのこと自体は業務としてとらえることはできず、認定基準別表1の具体的な出来事には当てはまらないと判断する。

なお、請求人は賃金に関して「平成〇年〇月以降、Eが融資、融資と言っていたため、それを信じ、私としても利用者の確保、医療機関の開拓等の仕事に没頭しており、その疑問を危機感として本当に感じたのは、平成〇年〇月、平成〇年〇月の時期でした。もしかしたら〇月になるかもしれ

ないなあという感じで話の内容をずらされる感じでした。」と述べ、Eは「請求人の生活を心配して、その都度ほかから借入れして可能な限りお金の支払をしてきたつもりです。給料の支払遅延の原因を作ったのは請求人が行ってきたことであり、平成〇年〇月時点でセンター（の事業）を広げる話をしても断られ、事業をやめる話をしても会社を辞めることはなく、請求人は責任をとるといい、ただ仕事を続けていたわけです。」と述べており、両者の間には、事業の継続、賃金の支払をめぐるトラブルがあったと推認されるところである。当該出来事は認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」に該当すると判断するところ、その平均的な心理的負荷の強度は「II」である。

この点、請求人は事業の継続を望んで賃金の支払を求めたと述べる一方、Eは賃金支払遅延の原因是事業を漫然と続けた請求人にあるとしており、請求人の妻も「毎月の給料が払われない状況が続き、私は何度か請求人に仕事を辞めたらどうかと言いました。」と述べている。以上の申述内容を踏まえると、業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が上司との間に生じていたことが認められ、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「中」が妥当と判断する。

- (4) 以上を総合すると、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間の業務における心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。
  - (5) 請求人は、公開審理において、労災と認められないのは、請求人の元来の性格等により誤解を与えたためである旨主張するが、当審査会においては、請求人の既往歴等の個体側要因のみをもって判断したものではなく、認定基準に基づき請求人の精神障害発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検討した上で上記結論に至ったものであることを付言する。
- 3 以上のとおりであるから、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。